

高薬発第 02-027 号
令和 2 年 5 月 25 日

地域薬剤師会会長 様

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会長 藤垣 哲彦

大阪府薬剤師会が運営する院外処方箋 F A X コーナーから送信される
新型コロナウイルス対応処方箋の送信料の取扱いについて

平素より本会の会務運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5 月 23 日に開催いたしました地域・職域薬剤師会会長協議会にてご説明させていただきました下記事務連絡による処方箋は、病院の通信機器を用い薬局へ送信することとされていますが、下記、6 病院より、処方箋（個人情報）を送信する安全性を考慮し、大阪府薬剤師会が運営する F A X コーナーの F A X 機を使用したいとの申し入れがあり、本会としても、「個人情報の安全な送信と感染拡大防止」の観点から、その使用を了承させていただきました。

つきましては、その送信料については従前の F A X 送信維持経費どおり薬局の負担とさせていただきますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

【申し入れ病院】

大阪医療センター（大阪市中心区）、大阪南医療センター（河内長野市）、大阪急性期・総合医療センター（大阪市住吉区）、大阪はびきの医療センター（はびきの市）、大阪母子医療センター（和泉市）、大阪赤十字病院（大阪市天王寺区）
※大阪市立総合医療センター（大阪市都島区）が追加になる予定でございます。

厚生労働省医政局医事課および医薬・生活衛生局総務課

令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」